

1. 議事日程

(平成18年第1回安芸高田市議会3月定例会第24日目)

平成18年3月24日
午後1時30分開会
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 発議第2号 在日米軍再編に伴う、米海軍空母艦載機部隊の岩国基地移駐
に反対する意見書について

日程第3 議案第52号 平成18年度安芸高田市一般会計予算

日程第4 議案第53号 平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第54号 平成18年度安芸高田市老人保健特別会計予算

日程第6 議案第55号 平成18年度安芸高田市介護保険特別会計予算

日程第7 議案第56号 平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計予算

日程第8 議案第57号 平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算

日程第9 議案第58号 平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会
計予算

日程第10 議案第59号 平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算

日程第11 議案第60号 平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算

日程第12 議案第61号 平成18年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特
別会計予算

日程第13 議案第62号 平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算

日程第14 議案第63号 平成18年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算

日程第15 議案第64号 平成18年度安芸高田市水道事業会計予算

日程第16 議案第3号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

日程第17 議案第4号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について

【安芸高田市高宮高齢者生産活動センター設置及び管理条例ほか6件】

- 日程第 18 議案第 5 号 安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 13 号 安芸高田市国民保護協議会設置条例
- 日程第 20 議案第 14 号 安芸高田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部設置条例
- 日程第 21 議案第 15 号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の一部を改正する規約
- 日程第 22 議案第 16 号 安芸高田市人権尊重のまちづくり条例
- 日程第 23 議案第 17 号 安芸高田市児童館条例
- 日程第 24 議案第 18 号 安芸高田市放課後児童クラブ条例
- 日程第 25 議案第 19 号 安芸高田市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例
- 日程第 26 議案第 20 号 安芸高田市向原総合福祉センター条例の一部を改正する条例
- 日程第 27 議案第 21 号 安芸高田市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第 28 議案第 22 号 安芸高田市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例
- 日程第 29 議案第 23 号 安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例の一部を改正する条例
- 日程第 30 議案第 24 号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 31 議案第 25 号 安芸高田市美土里緑の交流空間設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 32 議案第 36 号 安芸高田市向原若者定住環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 33 議案第 37 号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 34 議案第 38 号 安芸高田市吉田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 35 議案第 39 号 安芸高田市吉田サッカー公園及び吉田温水プール設備及び管理条例の一部を改正する条例

- 日程第 3 6 議案第 4 0 号 安芸高田市 B & G 海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 7 議案第 2 5 号 市道の認定について
【県道改良により不用となった旧県道の市道認定】
- 日程第 3 8 議案第 2 6 号 市道の廃止について
【県道昇格による市道の廃止】
- 日程第 3 9 議案第 2 7 号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 0 議案第 2 8 号 安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 1 議案第 2 9 号 安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 2 議案第 3 0 号 安芸高田市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 3 議案第 3 1 号 安芸高田市浄化槽整備施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 4 議案第 3 2 号 安芸高田市コミュニティ・プラントの設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 5 議案第 6 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 4 6 議案第 6 6 号 工事請負契約の締結について
【安芸高田市第 2 庁舎・総合文化保健福祉施設（仮称）建設工事】

追加日程 1 閉会中の継続審査の申し出の承認について

2 . 出席議員は次のとおりである。(2 2 名)

1 番	明 木 一 悦	2 番	秋 田 雅 朝
3 番	田 中 常 洋	4 番	加 藤 英 伸
5 番	小 野 剛 世	6 番	川 角 一 郎

7番	塚本 近	8番	赤川 三郎
9番	松村 ユキミ	10番	熊高 昌三
11番	青原 敏治	12番	金行 哲昭
13番	杉原 洋	14番	入本 和男
15番	山本 三郎	16番	今村 義照
17番	玉川 祐光	18番	岡田 正信
19番	渡辺 義則	20番	亀岡 等
21番	藤井 昌之	22番	松浦 利貞

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

20番	亀岡 等	21番	藤井 昌之
-----	------	-----	-------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	児玉 更太郎	助役	増元 正信
収入役	藤川 幸典	総務部長	新川 文雄
自治振興部長	田丸 孝二	市民部長	廣政 克行
福祉保健部長兼 福祉事務所長	福田 美恵子	産業振興部長	清水 盤
建設部長 兼公営企業部長	金岡 英雄	教育長	佐藤 勝
教育次長	杉山 俊之	消防長	村上 紘

八千代支所長	平 下 和 夫	美土里支所長	立 川 堯 彦
高宮支所長	猪 掛 智 則	甲田支所長	武 添 吉 丸
向原支所長	益 田 博 志	総務課長	高 杉 和 義
財政課長	垣 野 内 壯	工事検査員	古 川 信 博

6．職務のため議場に出席した事務局の職氏名（5名）

事務局長	増 本 義 宣	事務局次長	光 下 正 則
議事調査係長	児 玉 竹 丸	書 記	国 岡 浩 祐
書 記	倉 田 英 治		

午後 1時30分 開会

松浦議長

それでは、おはようございます。
ただいまの出席議員は、22名であります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります

日程第1 会議録署名議員の指名

松浦議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、
20番 亀岡等君、21番 藤井昌之君を指名いたします。

日程第2 発議第2号 在日米軍再編に伴う、米海軍空母艦載機部隊の岩国基地移駐に反対する意見書

松浦議長

日程第2、発議第2号、在日米軍再編に伴う、米海軍空母艦載機部隊の岩国基地移駐に反対する意見書の件を議題とします。

この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

17番 玉川祐光君。

玉川議員

在日米軍再編に伴う、米海軍空母艦載機部隊の岩国基地移駐に反対する意見書についての提案理由の説明を行います。

日米両政府は、昨年10月、在日米軍の再編にかかわる内容に合意し、日本政府は中間報告を発表しましたが、その中で、厚木基地、神奈川県にある米空母艦載機部隊を岩国基地、山口県に移駐するものとしています。

これに対し、岩国市民からは強い反対の声があり、去る3月12日に実施された移駐の是非を問う住民投票の結果、投票者の約9割、全有権者の過半数から反対の意見が示されたところであります。また、連日の報道で隣接する市からも強い反対の声が示されているのは、皆さんも御存じのことと思います。

これまで、広島県北部においては、米軍機の低空飛行などによる騒音と墜落事故の不安に常に悩まされてきました。現在、岩国基地で行なわれている滑走路移設工事が完了すれば、既に配備されている米軍機約40機に加え、艦載機部隊移設に伴い、新たに少なくとも57機の米軍機が配備され日本最大規模となる可能性もあり、今まで以上に飛行訓練による被害の拡大や、騒音、墜落などの不安が住民に強いられるため、岩国基地の機能強化は断じて容認することはできません。

よって国及び政府におかれましては、米軍空母艦載機部隊の岩国基地への移駐を行わないよう強く求めるため、意見書を提出するものであります。

何とぞ議員の皆さまのご理解をいただきますようお願いし、提案理

由の説明といたします。

松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。
ご異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長 異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

〔討論なし〕

松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
お諮りいたします。
これより発議第2号、在日米軍再編に伴う、米海軍空母艦載機部隊
の岩国基地移駐に反対する意見書の件を、起立により採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

- 日程第3 議案第52号 平成18年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第4 議案第53号 平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第54号 平成18年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- 日程第6 議案第55号 平成18年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第56号 平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
- 日程第8 議案第57号 平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第58号 平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第59号 平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第11 議案第60号 平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第12 議案第61号 平成18年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第13 議案第62号 平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第63号 平成18年度安芸高田市飲料水供

給事業特別会計予算

日程第15 議案第64号 平成18年度安芸高田市水道事業  
会計予算

松浦議長 この際、日程第3、議案第52号、平成18年度安芸高田市一般会計予算から、日程第15、議案第64号、平成18年度安芸高田市水道事業会計予算までの13件を一括議題といたします。

本13件は、一括して予算審査特別委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長 熊高昌三君。

熊高委員長 それでは、平成18年3月1日付で、本委員会に付託された議案の審査の結果を、次のとおり報告します。

付託されました議案第52号、平成18年度安芸高田市一般会計予算から、議案第64号、平成18年度安芸高田市水道事業会計予算までの13件の議案につき、3月13日から3月22日の10日間、特別委員会を開催し、市長、助役、収入役及び教育長並びに、関係部局の部課長等の出席を求め慎重に審査を重ねました。

歳入につきましては、景気の回復の兆しが依然見えないため、税収入の回復が困難と予想されることや、三位一体の改革による国庫補助負担金の削減や、地方交付税制度の見直しにより、安定した財源確保が不透明な状況が続くため、一般会計においては、予算総額が8.9%の減少、特別会計においては、介護サービス特別会計が新設されたにもかかわらず、6%の減少と厳しい予算編成となっています。

歳出につきましては、合併前の旧町時代の起債の元金償還が始まるため、公債費は増大し、義務的経費の占める割合が50%になりますが、今後、第2庁舎・総合文化保健福祉施設や、葬斎場の建設に伴う合併特例債の使用により、ますます増えることが予想されます。執行部からは、昨年度に引き続き、人件費の圧縮や事務事業の改善を含めた効率的な行政運営により、一層経費削減に努めると答弁をいただきました。

また、補助金の削減については、今後は一律ではなく審査会を設置し、その審査により活動内容に応じた対応を行う、との評価できる答弁がありましたが、補助金においても費用対効果を明らかにして、市民や団体の理解がいただける運用の中で、行政もともに痛みを共有していくため、人件費などのさらなる圧縮はもとより、非常勤特別職などを含めた職員の資質の向上を図り、さらに、すべての事業において貴重な予算の執行であることを肝に銘じ、その痛みの先に何が開け、事業が将来の何につながるのかを展望を明らかにし、生きた使い方をされますよう強く望みます。

特に、少子化対策は、本市にとって喫緊の課題であり、若者定住対策、農業対策、経済対策等は相関関係も深く、市内全域を視野に入れ、総合的な見地に立った予算執行により、それぞれの事業が相乗効果を



生むような平成18年度の施策実行を重ねて望むものです。

最後に本市、行政改革推進大綱及び行政改革推進実施計画に基づいた改革を、強く進めることを併せて要望いたします。

審査の結果につきましては、付託されました議案第52号、平成18年度安芸高田市一般会計予算から、議案第64号、平成18年度安芸高田市水道事業会計まで、13件の予算案について採決いたしました結果、すべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、執行部におかれましては、本予算審査特別委員会で指摘された点につき、真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において、十分反映されますようお願いいたしまして報告いたします。

松浦議長

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

まず、本13件に対する反対討論の発言を許します。

岡田議員

議長。

松浦議長

18番 岡田正信君。

岡田議員

18番、岡田正信です。

委員長報告は、すべて原案どおりと可決というふうに報告されたわけですが。それには、問題ありませんけども第52号、平成18年度安芸高田市一般会計予算、この議案について、私は反対討論を行うものであります。

確かに、税収面では厳しい状況の中であり、それから歳出面もそれなりに苦慮されたことはうかがえるわけではありますが、10日間にわたっての審査の中で一般会計の207億6千万円というのは、非常にまあ、市民にとっては重要な予算であることは承知であります。特別会計への持ち出し、すべて住民に対するいろいろな面での予算が配分されたわけですが、中でも、今年のこういう厳しい中で、予算編成にあたっての、この私が予算審査の中でうかがえたことは、あまりにもその厳しい中であっても、その末端の住民の付託に答える予算編成が、十分なされてないことは随所にうかがわれたことがひとつあります。例えば、美土里町の校舎の跡地。小学校の、4校の。跡地を特例債で1億2千万円余りのものを計上されておりますけども、予算審査の中では、これは市長のお話にもありましたように、合併前には知らなかったということもありまして、当時旧町時代には1億円が約束された、ですが財源が厳しいから3千万円と。3千万円に計上した数字が1億2千万円にならんわけですね。横田の小学校については、まだ合意はしてないからできないだろうと。予算編成されたときは、そのぶんも含まれたとうかがえますけども、いよいよこの予算を我々に揭示

されたときには、そういうことはつかんであったわけですから、今年にはできないのではないかということも含まれていると。厳しいと言いながらも特例債ならいいんじゃないかと、いうところはひとつはうかがえる。

2つ目にはですね、前年度予算にも私は指摘しましたけども、この同和対策事業というのは、もう既に法律上なくなっている、法律はないわけですね。ですから、近隣町村でも部落解放同盟への正式には部落解放同盟広島県連合会安芸高田市協議会、これへの団体補助金が本年度も削られてはおります。確かに昨年度は減らされておりますけども、この運動団体というのは、依然として旧態の部落解放同盟の運動団体を継承しております。これまでに、部落解放同盟の合併前にあった運動団体が安芸高田市にそのまま移行されまして、ならばどういう立場に立って運動掲げておるかということが重要であります。

行政の方々、あるいはいろんな方面でのこの解放とは言いながらですね、解放とは私から言わせれば、逆行の方向の運動をされた団体であります。これが、予算が少なくなったと言いましても、依然として800万円余り計上されておる。しかも前年度の運動方針は、立派なもん、立派いうか予算の使い方とかいうのは運動方針掲げておりますけども、細微にあたっての旅費の使い方、あるいは研修に行ったところの領収書等々、準備されてないわけですね。そういうところですね、昨年よりは減ったからと言っても800万円、私は認めるわけにはいかんわけでございます。

さらに、これは後ほど出てきますけども、解放団体の運動の方針に掲げている条例を制定するということも、この運動団体には重い課題を背負っての課題と言いますか、運動団体としての方針を掲げての条例が制定されます。しかるによって、私はこの800万円が非常に安芸高田市には一般会計に示す金額は少なくとも、将来の安芸高田市には大きな汚点を残すということでの、反対討論をいたすものであります。

以上で終わります。

松 浦 議 長

次に、本13件に対する賛成討論の発言を許します。

16番 今村義照君。

今 村 議 員

それでは、賛成討論をいたします。

私は、一般会計を特に今回この本予算案の賛成の立場で討論をしたいと思っております。

原則的には、今年度のこの予算案がベストであるというふうには考えられませんが、ベターな予算であるというふうには受け止めております。

現在、当市におかれている厳しい財政需要下にあって、住民の全てが満足する予算を編成することは不可能であることは、誰でも理解できるところでございます。財源が乏しいだけに行政サービスの大幅な

拡大は望めませんが、このような中において保健・医療・福祉の充実のために、市民が健康づくりを重点施策として進める事業展開は、今後の市民生活にとっては明るい展望すら覚えるわけです。人輝く安芸高田のまちづくりの柱として、行政改革大綱及び行財政改革実施計画の趣旨を規定におきまして、中でも今回、行政評価導入への目が具体的に予算化されて、近い将来政策評価、行政評価、あるいは目標管理制度の導入が、元来の趣旨である住民ニーズを指標化し、住民と行政と共通認識の中で共有して初めて意味のあるものでございます。まさに行政と住民がともに汗をして、まちづくりや各種事業の推進につながる予算であるというふうに思うわけでございます。

これまでの特別調査委員会でも、各部、各課において試行的ではありますが、目標管理制度の導入についても明言をされております。そのことは職員のコスト意識及び士気の高揚につながるものとして、大いに評価するものでございます。

先の反対討論の中で、人権推進のまちづくり条例、あるいは同和問題での反対意見を主とする反対意見がございましたが、これも関連的なとらえ方での先取り危機感と私は思うわけです。この問題が従来のような許容的な普及及び啓発活動は許されないわけですが、本来の基本的な人様を核として、何人からも侵されることのない人権の確保と、市民生活における人間としての義務感を考えながら、誰でも自分らしく生き生きと暮らせる社会、これを目指す観点から、人権推進事業を市民とともに行政を進めることが肝要でございます。この考え方は、その意図をくみ取るものと解釈するわけでございます。

次に、行財政改革の視点や事業効率の観点から、人的業務委託、各種団体への補助事業、給食調理場新設計画基本計画など、精査あるいは見直しの方向性も示されておきまして、指定管理制度も地域活性化策をひとつの目途として、事業展開を期待するものでございます。

安全で快適な生活環境づくりのために、地域と連携した安全なまちづくりの推進、長年の課題でありました市北部地域での救急体制の分駐施設整備事業、これらは市民の安心、安全のために寄与し、まちづくりの協働のための市民活動保険の導入とあいまって、市民活動の裏づけが図られた点で、さらなる行政と市民との協働のまちづくりに貢献するものだというふうに考えるわけでございます。係る観点から、本予算案をより合併効果を高めるための予算の執行を期待して、本案に賛成するものでございます。

以上で終わります。

松浦議長

他に討論はありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

これより採決を行います。

ただいま議題となっております13議案中、議案第52号につきま

しては反対討論もありましたので個別採決といたし、その他の議案については一括して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長

ご異議なしと認め、さよう取り計らいます。

まず、議案第52号、平成18年度安芸高田市一般会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第53号、平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算から、議案第64号、平成18年度安芸高田市水道事業会計予算までの12件を、一括して起立により採決いたします。

本12件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本12件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本12件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第16 議案第3号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

日程第17 議案第4号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について【安芸高田市高宮高齢者生産活動センター設置及び管理条例ほか6件】

日程第18 議案第5号 安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第19 議案第13号 安芸高田市国民保護協議会設置条例

日程第20 議案第14号 安芸高田市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部設置条例

松 浦 議 長

続いて日程第16、議案第3号、安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例の件から日程第20、議案第14号、安芸高田市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部設置条例の件までの5件を一括議題といたします。

本5件は、一括して総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員長 熊高昌三君。

熊高総務企画常任委員長

報告いたします。平成18年3月2日付で、総務企画常任委員会に付託されました、議案の審査の結果を報告いたします。

付託されました議案第3号、安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例から、議案第5号、安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例及び議案第13号、安芸高田市国民保護協議会設置条例、議案第14号、安芸高田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部設置条例の5件の議案につきまして、3月3日、14日に関係部課長等の出席を求め審査を行いました。

審査の結果、いずれの議案も、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第4号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意についての審査において、指定管理者の指定については、本市の進める住民自治を中心とした地域活性化につながるよう、市民や地元企業に幅広く周知徹底を図り公募すること。公正を期し、優れた管理者を選定すること。地域振興会や地元を中心に、受け皿となる法人の育成を指導することを、今後の課題として検討いただきたいといった意見がありました。

執行部におかれましては、本総務企画常任委員会で指摘された点を真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において十分反映されますよう望み報告を終わります。

松浦議長

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

まず、本5件に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

松浦議長

ありませんか。

続いて、賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

松浦議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

ただいま議題となっております5議案については、一括して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

異議なしと認め、さよう取り計らいます。

議案第3号、安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例から、議案第5号、安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例まで、議案第13号、安芸高田市国民保護協議会設置条例及び議案第14号、

安芸高田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部設置条例の5件を、一括して起立により採決いたします。

本5件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本5件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本5件は、原案のとおり可決をされました。

~~~~~

- 日程第21 議案第15号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の一部を改正する規約
- 日程第22 議案第16号 安芸高田市人権尊重のまちづくり条例
- 日程第23 議案第17号 安芸高田市児童館条例
- 日程第24 議案第18号 安芸高田市放課後児童クラブ条例
- 日程第25 議案第19号 安芸高田市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第20号 安芸高田市向原総合福祉センター条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第21号 安芸高田市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第22号 安芸高田市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第23号 安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第24号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第35号 安芸高田市美土里緑の交流空間設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第36号 安芸高田市向原若者定住環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第33 議案第37号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第38号 安芸高田市吉田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第39号 安芸高田市吉田サッカー公園及び吉田温水プール設備及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第36 議案第40号 安芸高田市B & G海洋センター

### 設置及び管理条例の一部を改正する条例

松 浦 議 長

続いて、日程第21、議案第15号、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する規約の一部を改正する規約から、日程第36、議案第40号、安芸高田市B & G海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例までの16件を一括議題といたします。

本16件は、一括して文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 今村義照君。

今村文教厚生常任委員長

ご報告を申し上げます。

平成18年3月2日に付託されました議案第15号、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する規約の一部を改正する規約から、議案第24号、安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例まで10件、議案第35号、安芸高田市美土里緑の交流空間設置及び管理条例の一部を改正する条例から、議案第40号、安芸高田市B & G海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例までの6件、計16件の議案につきまして、3月6日及び15日に関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

いずれも、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号、安芸高田市人権尊重のまちづくり条例につきましては、質疑が不十分であったという全委員の総意により、補充質疑をすることに決しました。この条例は、あらゆる人権を守っていくという意味の条例であること、また、現在残っている同和対策に係る援護資金については、平成19年度末には、すべて廃止するという答弁を受けました。また、審議会の運営につきましては、市としての人権推進のあり方、また、人権侵害に対しての考え方を審議していただくという答弁を受け、この条例が市、行政側の押しつけではなく、住民側にとって良い条例であったという運営を要望する意見もございました。

その後、討論においては、あらゆる人権を守っていくという目的であり、市民1人1人の人権尊重の理念の普及と定着を図るためにも必要という意見があり、賛成多数で可決をいたしました。

また、1名の委員から、条例には同和問題という文言はないが、基本指針の主要課題に同和問題という文言があり、同和問題を人権と同等に取り入れているということから、反対という意見もございました。

なお、執行部におかれましては、本文教厚生常任委員会で指摘されました点につき、真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において、十分反映されるよう望み報告を終わります。

以上でございます。

松 浦 議 長

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。  
これより討論に入ります。  
まず、本 16 件に対する反対討論の発言を許します。

岡 田 議 員

議長。

松 浦 議 長

18 番 岡田正信君。

岡 田 議 員

18 番、岡田でございます。

議案 16 号については、委員長が報告しましたように、委員会ではそのような状況でありました。今、委員長報告にありましたように、人権条例には同和問題は、このあとの指針の中に出てくるから云々と報告ありました。2 度にわたっての審査、不十分ということで 2 日にわたって行われたということも表明されました。この中で、人権条例を制定するにあたって現在残っておる援護支援が云々という下りがありました。もちろんこの問題は、この問題です。人権条例とはまったく違う正確のもんですね。あえてそのことをこの委員会に出されたということが、どういうことがか裏づけられるんじゃないですか。同和問題が中心だということは、ひとつはうなずけられるんですね。

先ほど一般会計のところ私、反対討論に立ったところで述べましたように、部落解放同盟のこれまでの運動がどうであったかということを経括してないんです。で、運動方針にも条例をこの行政に定めるようにという運動方針がかけられる。言うなれば、この条例を制定されたら、この人権問題と同和問題を同一して運動をするという、人権問題と差別の問題とは次元の違うことですね。で、女性問題、老人問題、さらには障害者問題の人権、障害者の人権、女性の人権、高齢者の人権、こういう人権問題とされておる中に、同和問題という行政用語が入るわけです。条例にはありませんけど、最後の下りに市長はこの条例のいかにかかわらず必要かにおいては云々という下りもあります。私は、このよく名は体をあらわす言うんですが、この条例はその反対を言っておるんですね。条例を設けることによって次は、何かをするかということが資料に書いてあるわけですから、私はこの条例について、同和問題がまた復活する、以前のような運動団体にどうのこうのと糾弾を受けるとか、あるいはこの問題がまた持ち上がってくるとか、将来にわたって人権問題ひとつでやらなくちゃならないことを、安芸高田市は同和問題を残すことになるんです。よって反対するものであります。

松 浦 議 長

次に、本 16 件に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

松 浦 議 長

討論ありませんか。

〔討論なし〕

松 浦 議 長

はい、討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

ただいま議題となっております 16 議案中、議案第 16 号につきま



しては反対討論もありましたので個別採決といたし、その他の議案については一括して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長

異議なしと認め、さよう取り計らいます。

まず、議案第16号、安芸高田市人権尊重のまちづくり条例の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する規約の一部を改正する規約及び議案第17号、安芸高田市児童館条例から議案第24号、安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例まで、議案第35号、安芸高田市美土里緑の交流空間設置及び管理条例の一部を改正する条例から、議案第40号、安芸高田市B & G海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例までの15件を、一括して起立により採決いたします。

本15件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本15件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本15件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第37 議案第25号 市道の認定について【県道改良により不用となった旧県道の市道認定】

日程第38 議案第26号 市道の廃止について【県道昇格による市道の廃止】

日程第39 議案第27号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例

日程第40 議案第28号 安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例

日程第41 議案第29号 安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例

日程第42 議案第30号 安芸高田市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第43 議案第31号 安芸高田市浄化槽整備施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第44 議案第32号 安芸高田市コミュニティ・プラ
ントの設置及び管理条例の一部を改正する条例

松浦議長 続いて、日程第37、議案第25号、市道の認定についての件から日程第44、議案第32号、安芸高田市コミュニティ・プラントの設置及び管理条例の一部を改正する条例の件まで、8件を一括議題といたします。

本8件は、一括して産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 渡辺義則君。

渡辺産業建設常任委員長 産業建設常任委員会に付託された案件についてご報告申し上げます。平成18年3月2日付で、産業建設常任委員会に付託されました、議案の審議の結果を報告いたします。

付託されました議案第25号、市道の認定について、県道改良により不用となった旧県道の市道認定から、議案第32号、安芸高田市コミュニティ・プラントの設置及び管理条例の一部を改正する条例の8件の議案につきまして、3月7日に関係部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第26号、市道の廃止については、県の移譲を受けての県道と市道の維持管理の違いや、市道認定の見直しについての質疑要望等がありました。その中で特に、市道認定については、合併後2年間で道路台帳の整備がほぼ完了したので、早急に幹線道路の見直しなど、あわせて市道整備の推進を図るとの答弁がありました。

審査の結果は、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部におかれましては、本産業建設常任委員会でお出されました指摘・要望事項を真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において十分反映されますよう望み報告を終わります。

松浦議長 お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松浦議長 ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

まず、本8件に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

ただいま議題となっております8議案については、一括して採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長

異議なしと認めさよう取り計らいます。

これより議案第25号、市道の認定についてから、議案第32号、安芸高田市コミュニティ・プラントの設置及び管理条例の一部を改正する条例までの8件を、一括して起立により採決いたします。

本8件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本8件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本8件は、原案のとおり可決をされました。

~~~~~

日程第45 議案第65号 辺地に係る公共的施設の総合整備  
計画の策定について

松 浦 議 長

日程第45、議案第65号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

議案第65号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第1項の規定に基づきまして、高宮町島之尾辺地に係ります現在工事中の林道天王山線の開設事業に伴い、辺地総合計画を策定することによって議会の議決を求めるものでございます。

以上よろしく審議の上、適当なる議決をいただきたいと思います。

松 浦 議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

田丸自治振興部長

それでは、議案第65号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について要点のご説明をいたします。

島之尾地区辺地総合整備計画におきましては、旧高宮町におきまして平成12年の9月定例議会で、議案第80号により議決をいただき、平成14年度より事業を実施してまいったところでございます。本計画は、平成14年度から平成22年度で林道開設1キロメートル、幅員4メートルを総事業費2億円で整備する計画であります。林業におけます、保育作業の軽減化を図るとともに下船木地域と高北地区広域農道との拙速による生活利便性の向上に寄与することを目的としております。辺地総合計画は、5年間を一区切りとする計画でございますので、財源に辺地債を充当するものであるため、前回の計画、この計画

は平成12年から平成16年度の期間でありましたが、これに引き続き平成17年度から平成21年度までの5年間について計画策定をするものでございます。5年間の総事業費は1億2,600万円で、6,300万円の辺地債を予定しておるものでございます。

以上でございます。

なお、お手元の方に議案第65号で、安芸高田市内の辺地の状況につきまして、資料をお届けしておりますのでご覧をいただきたいと思っております。

松浦議長 以上で、要点説明を終わります。  
これより質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長 質疑ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。  
これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松浦議長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
お諮りいたします。

これより議案第65号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第46 議案第66号 工事請負契約の締結について【安芸高田市第2庁舎・総合文化保健福祉施設（仮称）建設工事】

松浦議長 日程第46、議案第66号、工事請負契約の締結について、安芸高田市第2庁舎・総合文化保健福祉施設、仮称、建設工事の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 議案第66号、工事請負契約の締結について、安芸高田市第2庁舎・総合文化保健福祉施設、仮称、建設工事。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に

関する条例、第2条の規定に基づき、安芸高田市第2庁舎・総合文化保健福祉施設、仮称の建設工事を前田建設工業、砂原組及び山陽工業で組織する安芸高田市第2庁舎・総合文化保健福祉施設建設工事共同企業体と工事請負契約を締結することによって、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

田丸自治振興部長

それでは、安芸高田市第2庁舎・総合文化保健福祉施設、仮称の建設工事に伴います工事請負契約の締結において、要点のご説明を申し上げます。

安芸高田市第2庁舎・総合文化保健福祉施設、仮称の建設工事の発注につきましては、請負対象設計金額が10億円以上の工事となりますことから、本市が定めております条件つき一般競争入札事務処理要綱に基づき、条件つき一般競争入札とするとともに、本工事が大規模工事であることから、工事の円滑で安定的かつ適正な施工を確保するため、共同企業体方式を採用したところであります。2月の20日に入札の公告を行い、2月の22日に共同企業体結成等に関する説明会を開催し、工事概要をはじめ、入札手続等について説明するとともに、3月3日を期限に入札参加希望を求めたところ、8共同企業体から入札参加の意志表示がございました。

これらの共同企業体の入札参加資格について審査したところ、いずれの企業体も参加資格がございましたので、その旨、結果通知をいたし、入札日も3月23日と定め、準備を進めておりました。ところが、議員各位も御承知のとおり、防衛施設庁発注の建設工事に関して、東京地検特捜部が平成18年3月14日、大手建設会社8社の営業担当者を競売入札妨害の罪で略式起訴いたしました。

したがって、本市といたしましては建設業者等指名除外要綱に該当するため、関係した建設会社を3月27日から7月16日までの4ヵ月間、指名除外とする措置を講じたところであります。このことにより、今回この工事に入札参加することとなっております8共同企業体のうち3共同企業体にこれら指名除外の建設業者が加わっておりますので、これらの共同企業体につきましては、入札から除外をいたしました。また、今回の指名除外措置とは関係ございませんけれども、1共同企業体は入札参加を辞退しましたので、最終的には4共同企業体による入札を昨日3月23日に執行したところであります。

その結果、前田建設工業株式会社、株式会社砂原組及び山陽工業株式会社で組織する共同企業体が、33億7,890万円で落札決定いたしました。

なお、予定価格は36億7,500万円でございましたので、落札

率は91.9%という結果であります。また、工期につきましては、議会の議決の翌日から平成19年8月31日までとなっております。

お手元に資料、工事請負契約の締結についてということでお届けをしておりますが、工事概要につきましては、ご覧をいただきたいと思っております。

2番目の入札参加希望者提出者ということで、1番から8番までの共同企業体名をとりとります。で、備考欄に入札参加資格取消というふうに付記しておりますのが、いわゆる防衛庁の入札にかかわっての、資格を停止したものでございます。それから8番目の一番下でございしますが、これが入札参加希望書取り下げということで、辞退をした企業でございします。

以上でございます。

松浦議長 以上で、要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松浦議長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第66号、工事請負契約の締結について、安芸高田市第2庁舎・総合文化保健福祉施設、仮称、建設工事の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務調査については、会議規則第102条の規定により閉会中も引き続き継続審査したい旨の申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、この際、閉会中の継続審査の申し出の承認についてを日程
に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

追加日程第1 開会中の継続審査の申し出の承認について

松 浦 議 長           追加日程第1、閉会中の継続審査の申し出の承認についての件を議  
題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び各常任委員長からの、閉会中の継続審査の申し  
出については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長           ご異議なしと認めます。  
よって、閉会中の継続審査の申し出については、これを承認するこ  
とに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審査は、すべて終  
了いたしました。

これにて、平成18年、第1回安芸高田市議会定例会を閉会いたし  
ます。

ご苦労様でした。

~~~~~

午後 2時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員